

## 健康サポート・キャッシュバック特約(2024) [総合保険用] 特約条項

この特約の内容	毎年提出いただく健康診断の結果に応じて、健康サポート・キャッシュバックをお支払いします。
対応する別表	別表30

## 第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

号	用語	定義								
1	保険年度	「保険年度」とは、契約日または年単位の契約応当日から次に到来する年単位の契約応当日の前日までの1年間をいいます。								
2	対象契約	「対象特約」とは、2019年5月1日以降に5年ごと配当付組立総合保障保険契約（以下、「保険契約」といいます。）に付加された特約のうち、当会社の定める特約のことをいいます。								
3	基準支払金額	「基準支払金額」とは、各保険年度末における次の金額をいいます。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料払込方法 (回数)</th> <th>基準支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新年掛</td> <td><math>\left[ \text{対象特約の新年掛保険料}^{1②} \text{の合計額} \times \frac{1}{12} \right]^{③}</math></td> </tr> <tr> <td>新半年掛</td> <td><math>\left[ \text{対象特約の新半年掛保険料}^{1④} \text{の合計額} \times \frac{1}{6} \right]^{③}</math></td> </tr> <tr> <td>月掛</td> <td>対象特約の月掛保険料<sup>1④</sup>の合計額</td> </tr> </tbody> </table>	保険料払込方法 (回数)	基準支払金額	新年掛	$\left[ \text{対象特約の新年掛保険料}^{1②} \text{の合計額} \times \frac{1}{12} \right]^{③}$	新半年掛	$\left[ \text{対象特約の新半年掛保険料}^{1④} \text{の合計額} \times \frac{1}{6} \right]^{③}$	月掛	対象特約の月掛保険料 <sup>1④</sup> の合計額
		保険料払込方法 (回数)	基準支払金額							
		新年掛	$\left[ \text{対象特約の新年掛保険料}^{1②} \text{の合計額} \times \frac{1}{12} \right]^{③}$							
新半年掛	$\left[ \text{対象特約の新半年掛保険料}^{1④} \text{の合計額} \times \frac{1}{6} \right]^{③}$									
月掛	対象特約の月掛保険料 <sup>1④</sup> の合計額									
ただし、次のいずれかに該当した対象特約がある場合は、その対象特約の特約保険料 <sup>⑤</sup> を当該保険年度 <sup>⑥</sup> 末の特約保険料に含めて基準支払金額を計算します。										
ア. 保険金等の支払事由に該当したことにより消滅した対象特約 イ. 年金の支払事由 <sup>⑦</sup> に該当したことにより特約保険料の払込みを要しなくなった対象特約										

## 第1条 備考

- がん保険料払込免除特約 [総合保険用] が付加されている場合、その特約条項の保険料率に関する規定による保険料率が適用される対象特約については、その保険料率により計算した特約保険料とします。また、特別条件特約 [総合保険用] が付加されている場合、その特約条項で定める特別保険料の払込みの特別条件が適用される対象特約については、特別保険料を含めずに計算した特約保険料とします。
- 保険金額等が減額された場合は、保険金額等が減額された後の保険料とします。
- 1円未満は切り上げて計算します。
- 各保険年度の最終の払込期月に払い込むべき保険料とします。ただし、保険金額等が減額された場合は、保険金額等が減額された後の保険料とします。
- アまたはイのいずれかに該当した時の特約保険料とします。
- アまたはイのいずれかに該当した日を含む保険年度とします。
- 生活サポート終身年金特約 [総合保険用] における第1回の生活サポート終身年金または家計保障年金特約 [総合保険用] における第1回の高度障害年金の各支払事由をいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第2条 特約の付加**

保険契約者は、この特約を、次のいずれかの時期に、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約に付加することができます。この場合、1つ以上の対象特約の付加を要します<sup>①</sup>。

1. 保険契約の締結時
2. 保障見直し特約 [総合保険用] 特約条項に定める総合保障見直しによる見直後特約の中途付加日
3. 更新特約 [総合保険用] 特約条項に定める主特約の更新日

**第3条 健康サポート・キャッシュバックの支払い**

① 当会社は、次表に定めるところによって健康サポート・キャッシュバックを支払います。

種類	支払事由 (健康サポート・キャッシュバックを支払う場合)	キャッシュバック金額	受取人										
健康サポート・キャッシュバック	次の各号のすべてを満たし、「キャッシュバックランク (別表30 (表1または表4))」(①~⑤)のいずれかに該当したとき 1. この特約が付加された保険契約の保険年度末において、次のアおよびイを満たすこと ア. 被保険者が第②項第1号に定める基準を満たす健康診断 <sup>①</sup> を受診していること <sup>②</sup> イ. 対象特約の当該保険年度末までの保険料が払い込まれていること <sup>③</sup> 2. 第1号アの健康診断の結果 <sup>④</sup> が当会社に提出されること。 ただし、健康診断の受診日以降、当該保険年度末の翌日から起算して3年を経過するまでの間に当会社に到達することを要します。	「キャッシュバックランク (別表30 (表1または表4))」(①~⑤)に応じて定まる金額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">キャッシュバックランク①</td> <td style="width: 50%;">[基準支払金額]<sup>⑤</sup> ×1.1</td> </tr> <tr> <td>キャッシュバックランク②</td> <td>基準支払金額 ×1</td> </tr> <tr> <td>キャッシュバックランク③</td> <td>[基準支払金額]<sup>⑤</sup> ×0.5</td> </tr> <tr> <td>キャッシュバックランク④</td> <td>[基準支払金額]<sup>⑤</sup> ×0.3</td> </tr> <tr> <td>キャッシュバックランク⑤</td> <td>[基準支払金額]<sup>⑤</sup> ×0.1</td> </tr> </table>	キャッシュバックランク①	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×1.1	キャッシュバックランク②	基準支払金額 ×1	キャッシュバックランク③	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×0.5	キャッシュバックランク④	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×0.3	キャッシュバックランク⑤	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×0.1	保険契約者
キャッシュバックランク①	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×1.1												
キャッシュバックランク②	基準支払金額 ×1												
キャッシュバックランク③	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×0.5												
キャッシュバックランク④	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×0.3												
キャッシュバックランク⑤	[基準支払金額] <sup>⑤</sup> ×0.1												

② 健康サポート・キャッシュバックの支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 次表に定める基準の両方を満たす被保険者の健康診断<sup>①</sup>(本項において、以下「健康診断」といいます。)の結果に基づき、当会社は健康サポート・キャッシュバックを支払います。

**第2条 備考**

<sup>①</sup> 保障見直し特約 [総合保険用] 特約条項に定める総合保障見直しによる見直後特約の中途付加日にこの特約を付加する場合は、見直後特約に1つ以上の対象特約が含まれていることを要します。更新特約 [総合保険用] 特約条項に定める主特約の更新日にこの特約を付加する場合は、更新後の主特約に1つ以上の対象特約が含まれていることを要します。

**第3条 備考**

<sup>①</sup> 法令 (労働安全衛生法等) に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや医療機関で受診した検査等、および当社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含まれます。

<sup>②</sup> 健康診断の受診日が保険年度末経過後であったものの、第②項第1号アのただし書きにより本項第1号アが満たされた場合には、当該保険年度末において本項第1号アが満たされたものとみなします。

<sup>③</sup> 次のいずれかに該当した対象特約については、その支払事由が発生した時を含む保険年度の末までの特約保険料が払い込まれているものとみなします。

1. 保険金等の支払いにより消滅した対象特約
2. 年金の支払事由 (生活サポート終身年金特約 [総合保険用] における第1回の生活サポート終身年金または家計保障年金特約 [総合保険用] における第1回の高度障害年金の各支払事由をいいます。) に該当したことにより特約保険料の払込みを要しなくなった対象特約

<sup>④⑤</sup>は次のページにあります。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

ア	健康診断の受診日が当該保険年度末の前12カ月以内であること。ただし、勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと当社が認めた場合は、受診日が当該保険年度末の前12カ月以内である健康診断とみなします。
イ	健康診断の項目の必須項目（別表30（表2または表5））をすべて受診していること。ただし、被保険者が健康診断を受診した日において被保険者が学生または生徒であって、学校が実施する健康診断を受診した場合、健康診断の項目の必須項目（別表30（表2））のうち血圧の項目が未受診であったとしても、当社がやむを得ない理由によるものと認めるときは、健康診断の項目の必須項目（別表30（表2））をすべて受診しているものとみなします。この場合、血圧の項目のキャッシュバックポイントは0ポイントとして取り扱います。

2. 健康サポート・キャッシュバックの支払いは、保険年度ごとに1回とし、健康診断の結果が複数提出された場合は、当社は、最も新しい受診日の結果に基づき、当該保険年度の健康サポート・キャッシュバックを支払います。

この場合、古い受診日の健康診断の結果（複数提出されていた場合はそのうちの最も新しい受診日の結果とします。以下、本号において「提出済み健康診断の結果」といいます。）に基づきすでに支払事由が発生していたとしても、その支払事由の発生はなかったものとして取り扱います。

ただし、提出済み健康診断の結果よりも新しい受診日の健康診断の結果が当社に到達した時が、次のアおよびイのいずれにも該当する場合は、当社は当該保険年度の健康サポート・キャッシュバックのキャッシュバック金額の変更は行ないません。

ア. 当該保険年度末を経過した後であるとき

イ. 提出済み健康診断の結果に基づき「キャッシュバックランク（別表30（表1または表4））」(①～⑤)のいずれかに該当したと当社が判定した<sup>⑥</sup>後であるとき

3. 健康サポート・キャッシュバックは、支払事由が生じた日から当社の定める利率による利息を付けて積み立てられ、保険契約者から請求があったときにはその時に積み立てられている元利合計額の全部または一部を、また、保険契約が消滅したとき<sup>⑦</sup>にはその時に積み立てられている元利合計額の全部を保険契約者に支払います。ただし、保険金等の支払事由の発生により保険契約が消滅したときは保険金等とともにその保険金等の受取人に支払います。

4. 次のアおよびイのいずれにも該当した場合<sup>⑧</sup>、その時に積み立てられている健康サポート・キャッシュバックの元利合計額の全部を保険契約者に支払います。ただし、アに該当し、かつ、保険金等の支払事由の発生によりイに該当したときは、保険金等とともにその保険金等の受取人に支払います。

ア. 保険契約に付加されている次表に定める特約（以下、「次表の特約」といいます。）のすべてについて、次表の年金の支払事由が発生していること<sup>⑨</sup>

イ. 次表の特約以外には、保険金等の支払事由を定める特約が保険契約に付加されていないこと

特約	年金
生活サポート終身年金特約 [総合保険用]	第1回の生活サポート終身年金
家計保障年金特約 [総合保険用]	第1回の高度障害年金
介護サポート終身年金特約 [総合保険用]	第1回の介護終身年金

5. 保険年度末において、対象特約の当該保険年度末までの保険料が払い込まれていない（第①項第1号イを満たしていない）場合で、その後対象特約の当該保険年度末までの保険料が払い込まれたとき<sup>⑩⑪⑫</sup>には、この特約が消滅した後であったとしても、当該保険年度末に第①項第1号イを満たしていたものとして取り扱います。

**第3条 備考**

**④** 健康診断の項目の必須項目（別表30（表2または表5））の結果がすべて記載されていることを要します。ただし、第②項第1号イの規定により、健康診断の項目の必須項目（別表30（表2））のうち未受診の項目があったとしても、当社が健康診断の項目の必須項目（別表30（表2））をすべて受診しているものとみなす場合を除きます。

**⑤** 1円未満は切り上げて計算します。

**⑥** 健康診断の結果が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて10営業日以内に判定するものとします。

**⑦** この特約が消滅した後に、保険契約が消滅した場合も含みます。

**⑧** この特約が消滅した後に、アおよびイのいずれにも該当した場合も含みます。

**⑨** 支払事由が発生しても免責事由の該当などにより年金が支払われない場合を除きます。

**⑩** 「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により当社が保険契約の復活を承諾し、かつ、所定の期日までに延滞保険料およびその利息が払い込まれたときは、対象特約の当該保険年度末までの保険料が払い込まれたものとします。

**⑪⑫**は次のページにあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

6. 保険年度末において、第①項第1号を満たしている<sup>⑩</sup>が、健康診断の結果<sup>④</sup>が当会社に到達していない（第①項第2号を満たしていない）場合で、当該保険年度末を経過した後に健康診断の結果が当会社へ到達し第①項第2号を満たしたときには、この特約が消滅した後であったとしても、第①項第2号を満たした時に支払事由が発生したものととして、健康サポート・キャッシュバックを支払います。



「当会社の定める利率」  
お取扱いの際の率によります

#### 第4条

#### 積み立てられた健康サポート・キャッシュバックの請求手続き、支払いの場所と時期

- ① 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して積み立てられた健康サポート・キャッシュバックを請求してください。ただし、健康診断の結果が当会社へ到達した日から「キャッシュバックランク（別表30（表1または表4））」（①～⑤）のいずれかに該当したと当会社が判定する日までの期間<sup>⑪</sup>は、その健康診断の結果に基づき積み立てられる健康サポート・キャッシュバックを請求することはできません。
- ② 積み立てられた健康サポート・キャッシュバックの支払いの場所と時期については、「保険金等の支払いの場所と時期」に関する普通保険約款の規定を適用します。この場合、「保険金等」とあるのは「積み立てられた健康サポート・キャッシュバック」と読み替えます。



「当会社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

#### 第5条 特約保険料の払込み

この特約は特約保険料の払込みを要しません。

#### 第6条 特約の消滅

- ① 次の各号に定める事由に該当した場合は、その時にこの特約は消滅します。
1. 保障見直し特約 [総合保険用] 特約条項による総合保障見直しが行なわれるとき
  2. 更新特約 [総合保険用] 特約条項の規定により対象特約が更新されるとき
  3. 被保険者が死亡したとき
  4. すべての対象特約が消滅したとき（ただし、第②項第2号に該当する場合は除きます。）

#### 第3条 備考

④は前のページにあります。

⑪ 「保険料の自動振替貸付」に関する普通保険約款第13条第①項の規定により貸付金が対象特約の保険料の払込みに充当され、かつ、次のいずれかに該当するときは、対象特約の当該保険年度末までの保険料が払い込まれたものとします。

1. 普通保険約款第13条第②項に定める期間内に保険料に充当した貸付金相当額が払い込まれなかったとき
2. 普通保険約款第13条第③項に定める期間内に自動振替貸付をしなかったものとして取扱う手続き（「保険契約または特約の解約」または「保険金額等の減額」）がされなかったとき

⑫ 保険料が払い込まれないまま保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生し、かつ、「保険料が払い込まれない間に保険金等の支払事由等が発生した場合の取扱い」に関する普通保険約款に規定する次のいずれかに該当するときは、対象特約の当該保険年度末までの保険料が払い込まれたものとします。

1. 保険金等からすでに到来している保険料期間に対応する未払込保険料が差し引かれたとき
2. 保険契約者がすでに到来している保険料期間に対応する未払込保険料を払い込んだとき

⑬ 本項第5号により第①項第1号を満たしていたものとみなした場合も含まれます。

#### 第4条 備考

① 健康診断の結果が当会社へ到達した日の翌営業日からその日を含めて最大で10営業日を経過する日までの期間とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 次の各号に定める事由に該当し、かつ、保険契約がその直後に到来する保険年度末をこえて継続した場合は、その直後に到来する保険年度末にこの特約は消滅します<sup>①</sup>。
1. 保険契約に付加されたいずれかの特約について特約条項に定める特約保険料の払込免除事由が発生したとき<sup>②</sup>
  2. 対象特約、および、対象特約以外の特約のうち保険金等の支払事由を定めている特約が付加されている場合で、すべての対象特約が保険金等の支払事由の発生によって消滅したとき
  3. 保険契約に次表に定める特約のいずれかまたは両方が付加されており（次表に定める特約のうち保険契約に付加された特約を本号において、以下「次表に定める特約」といいます。）、かつ、「次表に定める特約」以外にも保険契約に付加された対象特約がある場合で、次のアおよびイのいずれにも該当したとき。ただし、「次表に定める特約」以外には保険契約に付加された対象特約がない場合は、アに該当したときとします。
    - ア. 「次表に定める特約」のすべてについて、次表に定める年金の支払事由が発生したこと<sup>③</sup>
    - イ. 「次表に定める特約」以外に保険契約に付加された対象特約のすべてが、保険金等の支払事由の発生によって消滅したこと

特約	年金
生活サポート終身年金特約 [総合保険用]	第1回の生活サポート終身年金
家計保障年金特約 [総合保険用]	第1回の高度障害年金

## 第7条 特約の消滅時の取扱い

- ① 第6条第①項第1号または第2号に定める事由に該当し特約が消滅した場合に、当社がこの特約<sup>①</sup>の付加を取り扱っているときは、保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を保険契約に再度付加することができます。この場合、1つ以上の対象特約が付加されていることを要します<sup>②</sup>。
- ② 第6条第①項第3号もしくは第4号または第②項に定める事由に該当し特約が消滅した場合には、保険契約者は、この特約<sup>①</sup>を保険契約に再度付加することはできません。

## 第8条 特約の返戻金

この特約には返戻金はありません。

## 第6条 備考

- ① 当該保険年度末における健康サポート・キャッシュバックの支払事由発生の有無にかかわらず、この特約は消滅するものとします。
- ② 特約条項に定める「払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除できない場合」に該当したときを除きま
- ③ 支払事由が発生しても免責事由に該当した場合を除きま

## 第7条 備考

- ① 当社がこの特約の付加を取り扱っていない場合で、この特約に準じた特約として当社の定める他の特約があるときは、その特約とします。
- ② 保障見直し特約 [総合保険用] 特約条項に定める総合保障見直しによる見直し後特約の中途付加日にこの特約を付加する場合は、見直し後特約に1つ以上の対象特約が含まれていることを要します。更新特約 [総合保険用] 特約条項に定める主特約の更新日にこの特約を付加する場合は、更新後の主特約に1つ以上の対象特約が含まれていることを要します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第9条 キャッシュバックランク（別表30）等の変更**

一般的に行なわれる健康診断の項目等<sup>①</sup>が将来変更された場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この特約の「キャッシュバックランク（別表30（表1および表4））」（①～⑤）ならびに「キャッシュバックポイント判定基準（別表30（表2および表5））」における健康診断の項目および健康診断の項目ごとの「キャッシュバックポイント」（30～0）等を変更することがあります。この場合、当社はその旨を遅滞なく保険契約者に通知することとします。

**第9条 備考**

① たとえば、労働安全衛生規則に定められる健康診断の項目をいいます。

**第10条 普通保険約款の規定の適用**

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

**第11条 2024年4月1日に保険契約に健康サポート・キャッシュバック特約（2021）[総合保険用] が付加されている場合の特則**

2024年4月1日に保険契約に健康サポート・キャッシュバック特約（2021）[総合保険用] が付加されている場合、2024年4月1日以前が保険年度末となる保険年度の健康サポート・キャッシュバックの取扱いについては、健康サポート・キャッシュバック特約（2021）[総合保険用] 特約条項の規定によるものとします。

**第12条 2024年4月1日に保険契約に健康サポート・キャッシュバック特約 [総合保険用] が付加されている場合の特則**

2024年4月1日に保険契約に健康サポート・キャッシュバック特約 [総合保険用] が付加されている場合、2024年4月1日以前が保険年度末となる保険年度の健康サポート・キャッシュバックの取扱いについては、健康サポート・キャッシュバック特約 [総合保険用] 特約条項の規定によるものとします。

（令和6年4月2日実施）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表30を使用する特約は、以下のとおりです。

対応する特約
健康サポート・キャッシュバック特約（2024）

※各特約名称の「総合保険用」などを省略しています。

### 別表30 キャッシュバックランク

「キャッシュバックランク」(①～⑤)は、次のとおり判定します。

1. 提出された被保険者の健康診断<sup>①</sup>の結果をもとに、「健診結果区分判定基準（表3または表6）」により、健康診断の項目ごとの「健診結果区分」（A～D）を判定します。
2. 健康診断の項目ごとの「健診結果区分」（A～D）をもとに、「キャッシュバックポイント判定基準（表2または表5）」により、「キャッシュバックポイント」（30～0）を判定します。
3. 健康診断の項目ごとの「キャッシュバックポイント」（30～0）を合計し、「キャッシュバックランク判定基準（表1または表4）」により、「キャッシュバックランク」(①～⑤)を判定します。

#### 【被保険者が満40歳未満<sup>②</sup>の場合】

表1 キャッシュバックランク判定基準

(単位：ポイント)

キャッシュバックランク	キャッシュバックポイントの合計
①	130
②	120
③	110
④	100
⑤	90以下

表2 キャッシュバックポイント判定基準

(単位：ポイント)

性別		キャッシュバックポイント										
		男性				女性						
健康診断の項目		健診結果区分	A	B	C	D	A	B	C	D		
必須項目	基礎	BMI <sup>③</sup>	30	20	0	0	30	20	10	0		
		血圧(収縮期・拡張期) <sup>④</sup>	30	20	10	0	30	10	0	0		
任意項目	尿	尿糖	30	0	—	—	30	0	—	—		
		尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0		
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)	全て					全て				
		肝機能(GPT(ALT)・ $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)) <sup>⑤</sup>	Aの場合 10	0				Aの場合 10	0			

表3 健診結果区分判定基準

健康診断の項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
基礎	BMI <sup>③</sup> <kg/m <sup>2</sup> >	18.5-24.9	15.0-18.4 または 25.0-29.9	30.0-34.9	14.9以下 または 35.0以上	
	④ 収縮期<mmHg> 拡張期<mmHg>	129以下	130-139	140-159	160以上	
84以下		85-89	90-99	100以上		
尿	尿糖	(-)	(±)以上			
	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
血液	脂質(中性脂肪) <mg/dL>	30-149	150-299	300-499	29以下 または 500以上	
	⑤ 肝機能	GPT(ALT) <U/L>	30以下	31-40	41-50	51以上
		γ-GT(γ-GTP) <U/L>	50以下	51-80	81-100	101以上

【被保険者が満40歳以上<sup>②</sup>の場合】

表4 キャッシュバックランク判定基準

(単位：ポイント)

キャッシュバックランク	キャッシュバックポイントの合計
①	180
②	170
③	150以上160以下
④	140
⑤	130以下

表5 キャッシュバックポイント判定基準

(単位：ポイント)

性別		キャッシュバックポイント								
		男性				女性				
健康診断の項目		A	B	C	D	A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI <sup>③</sup>	30	20	10	0	30	10	0	0
		④ 収縮期・拡張期	30	20	10	0	30	20	10	0
	血液	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
		脂質(中性脂肪)	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能	GPT(ALT)・ γ-GT(γ-GTP) <sup>⑤</sup>	30	20	10	0	30	10	0	0
		糖代謝 (HbA1c・血糖) <sup>⑥</sup>	30	10	0	0	30	20	0	0

表 6 健診結果区分判定基準

健康診断の項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
基礎	BMI <sup>③</sup> <kg/m <sup>2</sup> >	18.5-24.9	15.0-18.4 または 25.0-29.9	30.0-34.9	14.9以下 または 35.0以上	
	血圧 <sup>④</sup>	収縮期<mmHg>	129以下	130-139	140-159	160以上
		拡張期<mmHg>	84以下	85-89	90-99	100以上
尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
血液	脂質(中性脂肪) <mg/dL>	30-149	150-299	300-499	29以下 または 500以上	
	肝機能 <sup>⑤</sup>	GPT(ALT) <U/L>	30以下	31-40	41-50	51以上
		γ-GT(γ-GTP) <U/L>	50以下	51-80	81-100	101以上
	糖代謝 <sup>⑥</sup>	HbA1c<%>	5.5以下	5.6-5.9	6.0-6.4	6.5以上
		血糖<mg/dL>	99以下	100-109	110-125	126以上

## 備考

- ① 法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや医療機関で受診した検査等、および当社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含まれます。
- ② 被保険者が健康診断を受診した日を含む保険年度の契約日または年単位の契約応当日時点の被保険者の満年齢によります。
- ③ 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重<kg>÷(身長<m>)<sup>2</sup>で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- ④ 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「キャッシュバックポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。
- ⑤ GPT(ALT) およびγ-GT(γ-GTP) の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT) とγ-GT(γ-GTP) が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「キャッシュバックポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。
- ⑥ HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A~D) および「キャッシュバックポイント」(30~0)を判定します。